部長及び参事官　　会計発第256号
殿　　令和７年12月５日
所　属　長　　５年保存（口訓）
本　部　長

遺失物業務に係る不適正事案の未然防止の徹底について（通達乙）

先般、他県の警察署会計課職員が、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第37条第２項により廃棄すべき個人情報関連物件を窃取するという事案が発生した。

こうした事案は、警察の遺失物行政のみならず、警察業務全体に対する国民の信頼を著しく損ねるものであることを改めて認識し、この種事案の絶無に努められたい。

記

１　事案の概要

当該職員は、遺失物業務の担当者ではなかったものの、自ら申し出るなどして個人情報関連物件の廃棄作業を実施した際、本来廃棄すべき記名式のＩＣカード等合計17点を他の職員の隙を見て窃取したもの。

２　発生防止策

(1)　複数人による廃棄処分等の実施

個人情報関連物件に限らず、拾得物件の廃棄に当たっては、拾得物件控書等と現物との突合確認、仕分け、整理作業及び廃棄処分を行うときは、原則として複数人で行い、会計庶務課長等の幹部は、拾得物件の仕分けから最終処分までの間に自ら作業に関与したり、適宜報告を求めるなど、業務を担当者任せにすることなく、管理監督責任を十分に発揮すること。

(2)　速やかな廃棄の徹底

拾得物件については、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第６号）第25条に定められた方法（焼却、細断、破砕、溶解等）に従い、保管期間経過後、速やかな廃棄を徹底すること。

(3)　処分までの適切な保管の徹底

拾得物件（期満失効日までに廃棄となる物件を除く。）は、最終的に売却・廃棄するまで、原則として、施錠設備を有する遺失物業務専用の倉庫等で保管すること。また、専用の倉庫等以外の場所で保管する場合は、当該場所に施錠設備を有する専用の保管庫等を設置して保管するほか、署の実情により、上記により難い場合は、例えば、保管箱等へ収納して封印するなど、容易に

持ち出すことが困難となる措置を講じた上で保管すること。

なお、遺失物業務専用の保管庫等の鍵の管理については、会計庶務課長等の幹部が鍵の使用状況を容易に確認できる場所で管理するなど、適切な管理を徹底すること。

(4)　都道府県に帰属した物件の措置

法第37条第１項により都道府県に帰属した物件についても、上記(1)、(3)、に準じた措置を講じること。